

阿賀野市条例第33号

阿賀野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険条例（平成16年阿賀野市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に、「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。